### 議案第33号

## 守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

### 守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第1条 守口市コミュニティセンター条例(平成28年守口市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改 正 後				
第	1条から第14条ま	で略		第	1条から第14条ま	で略	
別	表第1 略			別	表第1 略		
別	<b>表第2</b> (第5条関係	.)		別	<b>表第2</b> (第5条関係	(5)	
		区分	利用料			区分	利用料
			30 分につき				30 分につき
	略				略		
	南部エリアコミュ	略			南部エリアコミュ	略	
	ニティセンター	体育室半面	<u>210</u>		ニティセンター	体育室半面	<u>220</u>
		体育室全面	<u>420</u>			体育室全面	<u>440</u>
	略				略		
L	備考略				備考 略		

第2条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略

別表第	1 略			別	表第1 略				
別表第	2(第5条関係	)		別	表第2(第5条	関係	2)		
		区分	利用料				区分	利用料	斗
			30 分につき					30 分に~	つき
略					略				
東部	『エリアコミュ	略			東部エリアコミ	、ユ	略		
ニテ	ーィセンター	東体育室半面	略		ニティセンター	-	よつば未来体育室半面	略	
		東体育室全面	略				よつば未来体育室全面	略	
							よつば未来会議室1		<u>110</u>
							よつば未来会議室2		<u>110</u>
略					略				
備考	略				備考 略				

第3条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改 正 後			
第1条から第14条まで 略			第1条から第14条まで 略			
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)				
名称 位置			名称	位置		
略			略			

守口市錦コミュニティセン	守口市菊水通4丁目21番18
ター	<u> </u>
略	

# 別表第2 (第5条関係)

	区分					
		30 分につき				
略						
錦コミュニティセ	<u>和室</u>	<u>50</u>				
ンター	<u>会議室</u>	<u>70</u>				
	集会室	<u>160</u>				
	料理実習室	<u>80</u>				
	講義室	<u>70</u>				
	略					
略						
備考略						

守口市錦コミュニティセン	守口市菊水通4丁目20番10
ター	<u>号</u>
略	

# 別表第2 (第5条関係)

	利用料	
		30 分につき
略		
錦コミュニティセ	<u>会議室1</u>	<u>80</u>
ンター	<u>会議室 2</u>	<u>140</u>
	<u>会議室 3</u>	<u>50</u>
	<u>会議室 4</u>	<u>20</u>
	<u>和室</u>	<u>60</u>
	多目的室(防音)	<u>30</u>
	略	
略		
備考 略		

## 附則

この条例は、規則で定める日から施行する。